

◇その他/該当する場合に追加でご用意いただく書類◇

●下記に該当する方がおられる場合は下記の書類等が必要です。

●必要書類は原本の提示が必要です。

なお、必要書類は、コピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。

・相続人

相続人	必要書類等
未成年の方	<ul style="list-style-type: none">●親権者（または後見人）または特別代理人の印鑑証明書（※1）<ul style="list-style-type: none">・発行より6ヶ月以内のもの●未成年後見人または特別代理人の選任審判書謄本
成年後見制度を利用されている方	<ul style="list-style-type: none">●登記事項証明書●成年後見人等または成年後見監督人等の印鑑証明書（※1）<ul style="list-style-type: none">・発行より6ヶ月以内のもの
海外在住の方	<ul style="list-style-type: none">●サイン証明書（署名証明）<ul style="list-style-type: none">・発行より6ヶ月以内のもの・海外に居住する相続人様で印鑑証明書が取得できない場合は、居住国の日本大使館・日本領事館等で取得してください。
相続放棄される方	<ul style="list-style-type: none">●相続放棄申述受理証明書または通知書

・相続手続者

相続手続者	必要書類等
相続財産清算人	<ul style="list-style-type: none">●相続財産清算人選任審判書●相続財産清算人の印鑑証明書（※1）<ul style="list-style-type: none">・発行より6ヶ月以内のもの
遺産整理受任者	<ul style="list-style-type: none">●遺産整理に関する委任契約書等●遺産整理受任者の印鑑証明書（※1）<ul style="list-style-type: none">・発行より6ヶ月以内のもの

※1. 弁護士、司法書士等が選任されている場合は弁護士会、司法書士会等が発行した印鑑（職印）証明書をご用意ください。

●取引の内容や相続のご事情によっては、ご案内以外の書類をご用意いただく場合がございますのでご了承ください。